

【当該地域の所有者不明農地の概要】

・ 耕作者から、現耕作地が未相続農地であったため、権利関係を明確にしたいと農地バンクに相談があり、所有者不明農地制度により対応したものの。

当該農地の概要	所有者が死亡し相続未登記となっていたもの。
筆数や面積	6筆、6,361㎡

【取り組み実績スケジュール】

探索	令和6年10月
公示	令和6年11月～12月
促進計画 認可・公告	令和8年1月（契約：令和8年2月）

※耕作者は3経営体（1筆、1筆、4筆）

【農業委員会の取組内容】

- ・ 耕作者からの相談対応。また、所有者不明農地制度での対応が可能か予備調査を行う。（令和6年8月～9月）
- ・ 制度対応が可能と判断。農地バンクからの探索要請を受け探索を開始、その後共有者の同意を得る。（令和6年10月）
- ・ 公示（令和6年11月～12月）を行い、異議がない旨を農地バンクに通知する。（令和7年1月）
- ・ 農地バンクにおいて、農用地利用集積等促進計画の公示を行う。（令和8年1月）
- ・ 賃貸借契約締結（令和8年2月）

【課題等】

- ・ 所定の手続きは、順調に行っても半年はかかるので、しっかりとしたスケジュール管理が必要。裁判所への照会が必要な場合は更に期間を要する。年度をまたぐ場合も事務の流れが滞らないよう注意が必要。
- ・ 探索するにも、個別の案件は様々なケースがあり、ケースごとに対応も異なる。様々なケースに対応できる事務フローや、様式（ひな形）等を示してもらえると、事務のハードルが下がり、取り組み易くなる。